

春秋航空日本株式会社からの混雑空港（関西国際空港）運航許可申請に係る審議（第3回）

1. 日 時

平成28年9月15日（火） 10時30分～11時25分

2. 場 所

国土交通省 2号館14階 運輸審議会審議室

3. 出席者

<委 員>

鷹箸有宇壽（会長）、原田尚志（会長代理）

松田英三、河野康子、山田攝子

<国土交通省>

事案処理職員：運輸審議会審議室 川崎、木村

4. 議事概要

- 事案処理職員より、前回審議時に次回審議時に説明することとされた、関西国際空港の現状及び今後の運営方針等について、  
関西国際空港の現状については、平成27年度には中国等のアジアを中心とした国際線の増便が相次ぎ、国際線・国内線の合計発着回数が過去最高の16.9万回、旅客数も過去最高の2,406万人となる等、非常に活況を呈している。平成28年4月1日より公共施設等運営権の設定を通じて、関西エアポート株式会社が関西国際空港の運営を開始しており、LCCターミナルの整備、貨物ハブ化等の取組が進められる予定と聞いている  
等の回答を得た。
- 事案処理職員から公聴会開催の申請はなかった旨の報告があり、8月25日（木）及び9月6日（火）の審議を踏まえ、委員相互間で討議を行った結果、本件については、航空法第107条の3第3項に規定する混雑空港運航許可の基準に適合しており、許可することが適当であるとの結論を得た。
- 次に、事案処理職員から答申案について説明を聴取した後、委員相互間で答申の内容について討議を行ったところ、関西国際空港の発着規制は航

空機の運航の安全を確保するためのものであることを理由において明記すべきとの問題提起があり、「航空機の運航の安全を確保するための発着規制」と発着規制を設けている趣旨について補足して記述することとした。

- (注) 事案処理職員とは、運輸審議会一般規則第7条の2の規定に基づき、運輸審議会の指名を受け、指定された事案を処理する国土交通省職員のことである。